

- 心の羅針盤を信じて 自分の道へ -

Compass



川越市立霞ヶ関東中学校
進路だより
令和4年2月9日 No.33

「志願先変更」の手続きについて

志願者は、期間内に一度だけ志願先を変更することができます。受検に対して不安や心配がある人が大半だと思いますが、倍率等を確認し、保護者の方と相談の上、志願先を変更する際には早めに担任に相談してください。以下に日程と手順を記載します。

〈志願先を変更する場合の手続き〉

【1. 変更期間】

令和4年2月17日（木）から18日（金）まで

受付期間は、2月17日（木）9：00～12：00、13：00～16：30

2月18日（金）9：00～12：00、13：00～16：00

※2日目の受付終了時間は、1日目より30分早いので、注意してください。

【2. 手続き】

- (1) ①中学校から「志願先変更願」を受け取り、必要事項を記入する。（保護者自署＋校長印が必要）
②新たに出願する高校への「願書」と「受検票」を記入する。
③担任から「新しい調査書」を受け取る。



- (2) ①最初に出願した高等学校へ行き、「志願先変更願」と「受検票」を提出する。
②高校から「志願先変更証明書」を受け取る。



- (3) ①変更先の高等学校へ行き、「願書」「受検票」「新しい調査書」「志願先変更証明書」を提出する。
②高校から「受検票」を受け取る。



- (4) 中学校に戻り、担任に新しい受検番号を報告する。

～志願先を変更する場合の注意点～

公立高校の志願先変更では、収入証紙が必要かどうか確認する必要があります。

一度、納入された入学選考手数料は返還されません。

- ①県立高校→県立高校へ変更する場合（同一の課程）…【不要】
- ②定時制高校→全日制高校へ変更する場合…【不足分の収入証紙が必要】
- ③全日制高校→定時制高校へ変更する場合…【不要（差額は返金されません）】
- ④市立高校→県立高校へ変更する場合…【県の収入証紙 2,200 円が必要】
- ⑤県立高校→市立高校へのどちらかの場合…【振込により 2,200 円を納入】

令和4年度埼玉県公立高校入学者選抜における

「志願者倍率情報提供サービス」利用の手引を配布しました！

本日、『令和4年度埼玉県公立高校入学者選抜における「志願者倍率情報提供サービス」利用の手引』を配布しました。期間中にインターネットや電話等を利用して、志願者倍率を確認することができます。期間や確認方法など、詳しくは本日配布した利用の手引で確認して下さい。